

別表1 公社タウン蔵王みはらしの丘

| 助成の種別 | 対象者 | 助成内容 | | 条 件 | 申請期限 | 申請書添付書類 |
|----------------------------|---|---|---------------------|--|------------|---|
| | | 助成対象 | 助成額 | | | |
| 住環境整備・再エネ設備導入助成 (※1) | 土地売買契約を締結した方 | (1)花壇・垣根・樹木等の工事及び当該工事と共に実施する擁壁工事に要した費用 | 左欄の費用 | 工事実施の事実が確認できること。 | 土地の引渡日から3年 | (1)及び(2) ・工事内訳書 ・施工写真 ・領収書の写し (3)及び(4) ・山形県又は山形市から交付決定された交付決定（額の確定）通知書の写し ・上記補助金申請に係る実績報告書等の写し（発電最大出力が分かる書類） ・上記の交付決定通知書がない場合は、公社が必要と認める書類 |
| | | (2)融雪設備（散水方式を除く）工事に要した費用 | 左欄の費用 | | | |
| | | (3)太陽光発電設備 | 1kw当たり2.5万円(上限10万円) | 発電出力10kw未満 | | |
| | | (4)ペレットストーブ等燃料機器 (木質バイオマス燃焼機器) | 1/2(上限10万円) | ペレットストーブ・チップストーブ・薪ストーブ・モミライトストーブ | | |
| | | (1)～(4)毎に申請は各1回を限度(千円未満切捨)、かつ、(1)～(4)の合計の上限は30万円/区画 | | | | |
| やまがた森林(モリ)ノミクス推進助成 (※1) | 土地売買契約を締結した方 | 山形の家づくり利子補給制度の要件を満たす住宅 | 30万円/区画 | 「令和3年度山形の家づくり利子補給金交付要綱」第3条に規定する要件を満たしていること。 (利子補給を受けない場合であっても、要件を満たす場合は助成の対象となる。) | 土地の引渡日から3年 | (1)山形県から交付決定された「利子補給金交付予定額確認通知書」の写し または、「令和3年度山形の家づくり利子補給金交付要綱」第8条に定める山形の家づくり利子補給金交付申請書（様式第5号）及びその添付書類 |
| U・I・Jターン助成 (※1) | 申込時点で県外に住所のある方 (県内の企業・行政機関等で採用された方が、転勤等の事情により県外に居住している場合を除く) | — | 30万円/区画 | 購入した土地に定住したことが確認できること。 | 土地売買契約締結時 | ・申込時の住民票抄本 ・定住時の住民票抄本 |

(※1) 公益・生活利便施設用地は助成対象外

別表2 メディカルタウン虹のみえる丘

| 助成の種別 | 助成の対象 | 助成の内容 | 助成額 | 申請期限 | 申請時添付書類 |
|-------------------|--|--|---------|---------------------------------------|--|
| 1.定住促進助成金 | ① メディカルタウン虹のみえる丘の分譲地購入者 ② 若者世帯(土地売買契約時点で世帯主又はその配偶者のいずれかが49歳以下である世帯) ③ 子育て世帯(土地売買契約時点で中学生以下の子どもがいる世帯) ④ 三世代同居(住宅完成後、三世代が同居) ⑤ 町内業者と契約する場合(住宅の建築を川西町内の業者が請負) ※上記助成金と「川西町若者定住住宅支援事業補助金」との併用はできません。 | 【基本額】 ① 40万円 + 【加算額】 ② 若者世帯 15万円 ③ 子育て世帯 15万円 ④ 三世代同居 15万円 ⑤ 町内業者と契約する場合 15万円 | 上限100万円 | 申請は、1～4の助成毎に各1回を限度とし、土地の引渡日から3年以内とする。 | 建物完成後、建物に居住開始以降の下記書類 ①のみ助成を受ける場合 ・申込本人の住民票抄本 ①～④の助成を受ける場合 ・居住者全員の住民票謄本 ⑤の助成を受ける場合 ・建物の建設請負契約書の写し ・領収書の写し ・工事完成後の写真 |
| 2.地盤改良助成金 | 地盤改良に要した工事費用 | 工事費用の1/2 | 上限50万円 | | 下記書類の写し等 ・地盤調査結果の概要書 ・工事の内訳書 ・工事の領収書 ・工事施工中の写真 ・公社が必要と認める書類 |
| 3.住環境整備・再エネ設備導入助成 | ① 花壇又は垣根の設置、樹木等の植栽工事及び当該設置工事と共に実施する擁壁工事に要した費用 ② カーポート、融雪設備(散水方式を除く)工事又は除雪機購入に要した費用 ③ 太陽光発電設備 ④ 蓄電池設備 ⑤ 木質バイオマス燃焼機器(ペレットストーブ等) ※上記③～⑤の助成金は、山形県及び川西町の補助金との併用が可能です。 | ①～⑤の合計 | 上限30万円 | | 下記書類の写し等 ・工事等の内訳書又は見積書 ・工事等の領収書 ・工事施工後の写真又は当該機器の設置後の写真(除雪機購入の場合は、自宅納品後の写真) ・公社が必要と認める書類 |
| 4.U I Jターン助成 | 土地売買契約時に県外に住所を有する者(県内の企業・行政機関等で採用された方が、転勤等の事情により県外に居住している場合を除く) | - | 30万円 | | 下記書類 ・土地売買契約時の住民票謄本又は抄本 ・建物完成後、建物に居住開始以降の住民票謄本又は抄本 |